

発表事項

- 1 電子カルテ情報共有サービスの法施行に伴う支払基金定款の一部変更等
- 2 令和8事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 3 令和8事業年度認可事業特別会計医師手当業務準備勘定予算、事業計画及び資金計画等
- 4 令和8事業年度財政調整等特別会計予算、事業計画及び資金計画
- 5 令和8年1月審査分の審査状況
- 6 令和8年2月審査分の特別審査委員会審査状況

概要

- 「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）による「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）（以下「医療介護総合確保法」という。）の改正により、**新たに電子診療録等情報管理業務（電子カルテ情報共有サービスを管理・運営する業務）が医療介護総合確保法に規定され、令和8年4月1日より施行される。**
※ 電子カルテ情報共有サービスは、令和7年2月からモデル事業を開始している。モデル事業については、社会保険診療報酬支払基金法第15条1項8号に基づく業務として、モデル事業参加医療機関と支払基金との間で委託契約を締結し、実施している。
- これに伴い、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）（以下「基金法」という。）及び改正後の医療介護総合確保法の規定に基づき、**社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更**、支払基金電子診療録等情報管理業務関係業務方法書（以下「**業務方法書**」という。）及び支払基金電子診療録等情報管理業務に係る特別会計規程の基本的事項（以下「**特別会計規程の基本的事項**」という。）の**策定**を行う。
- なお、**業務方法書及び特別会計規程の基本的事項については**、医療介護総合確保法に関連する省令が3月下旬に公布される予定であり、当該省令の公布後、**厚生労働大臣へ認可申請及び承認申請**を行う。
- また、**令和8年10月1日以降**、電子診療録等情報管理業務は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）の本来業務となるため、**医療介護総合確保法に基づき定められた業務方法書は不要となるとともに、本来業務の会計規程に則して業務を行うこととなる。**

医療介護総合確保法施行に伴い必要な対応

① 定款の一部変更

第27条（業務）

- 定款第27条は、基金が行う業務に関する規定であり、業務に「支払基金電子診療録等情報管理業務」を追加する。

変更後	変更前
（業務） 第二十七条 （略） 2・3（略） 4 この基金は、前三項に規定するもののほか、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 一～七（略） 八 <u>支払基金電子診療録等情報管理業務</u> <u>医療介護総合確保法第二十四条第三項各号に掲げる電子診療録等情報の利用等に関する業務</u> 九～十二（略）	（業務） 第二十七条 （略） 2・3（略） 4 この基金は、前三項に規定するもののほか、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 一～七（略） （新設） 八～十（略）

第34条（業務方法書）

- 定款第34条は、業務方法書を作成し厚生労働大臣の認可を受けなければならない業務に関する規定であり、業務に「支払基金電子診療録等情報管理業務」を追加する。

第40条（高齢者医療制度関係業務会計等）

- 定款第40条は、基金法以外に基づく業務に係る会計に関する規定であり、業務に「支払基金電子診療録等情報管理業務」を追加する。

医療介護総合確保法施行に伴い必要な対応

② 業務方法書の策定

- 医療介護総合確保法第25条及び社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和8年3月下旬公布予定）の規定に基づき、業務方法書を策定する。

業務方法書に規定する事項	
第1章	総則（目的/業務運営の基本方針/用語）
第2章	電子診療録等情報等の管理（電子診療録情報の受理、管理及び提供*/附帯する業務）
第3章	雑則（実施に関する事項）

* 支払基金は、医療機関等から電子診療録等情報の提供を受け、国民が閲覧することができるようにするとともに、医師等に電子診療録等情報を提供すること等ができるように業務を行う。また、電子診療録等情報を記録・管理・活用する業務を行う。

③ 特別会計規程の基本的事項の策定

- 医療介護総合確保法第34条及び社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和8年3月下旬公布予定）の規定に基づき、特別会計規程の基本的事項を策定する。

特別会計規程の基本的事項に規定する事項			
第一	特別会計の名称に関する事項	第七～八	収入・支出の決定に関する事項
第二～四	会計原則、事業年度の所属区分、勘定区分等に関する事項	第九～十一	貸借対照表勘定の設定に関する事項
第五	会計事務の委任に関する事項	第十二、十三	損益勘定の設定に関する事項
第六	資金収支計画に関する事項	第十四	施行に関する事項